

格差社会、そして 07 年選挙にむけて熱い議論

2.4 ~ 5 「虹と緑」政策研究集会

2月4～5日文京区民センターにて、「虹と緑・政策研究集会in東京」が開かれました。今強い関心を集めている「格差社会」を大きなテーマとして140人が参加し、盛況でした。

4日の鴨桃代さん(全国ユニオン会長)による「夢は均等待遇 - 急増する非正規労働者の現状と対策」、5日には橘木俊詔さん(京都大学教授)「格差社会とセーフティネット」という二つの記念講演が行われました。2006年になって各マスコミが一斉に「格差社会」について取り上げ始めましたが、時期にかなった企画になり、また若い参加者も強い関心をもっていました。実践に裏打ちされた報告、そしてきちんとしたデータに基づいたお話は、これからの格差社会と取り組む大きな糧になりました。

三つの分科会(三位一体改革、議員特権、国民投票法案)は、極めて実践的なテーマでした。第2期に向かう三位一体改革へは、厳しい監視の目をむけることが必要です。また議員特権問題については、「虹と緑」らしい政策的提起も07年にむけて求められています。マニフェスト策定作業の中での課題となっています。そして国民投票法案は緊急の課題に浮上していますが、法案の問題点などを分科会で整理しました。今後の具体的な運動展開が必要となっています。

二つの全体討論も行われました。「希望としての緑の政治 - その意義と政策」は「緑の学者・研究者」と、「虹と緑」との出会いの場となりました。

そして「07年選挙どう取り組むか - もうひとつの政治への可視化」は、みどりのテーブル、千葉県ネット、ネットワーク横浜の人たちと「虹と緑」との初めてのオープンな議論の場となりました。二大政党化の厳しい波と、改憲にむかう危機的な状況の中で、どう私たちの旗をたてていくのか、その具体的なそして未来を見据えての議論が始まりました。

二日間を通して、「虹と緑」が多くの人々との共同作業として目指している来年の選挙にむけての熱い議論や、その選挙争点にもなるであろう「格差」問題での学習が深まりました。一連の企画が2007年に向けた確実な一歩となったことは間違いありません。

二日間の詳しい報告は「虹と緑」ブックレットとして報告する予定です。

講師のみなさん、参加していただいたみなさん、そして準備に忙しかった関東ブロックのみなさん、ありがとうございました。

次回は総会も兼ねつつ、7月29～30日に香川県高松市で開催の予定です。新しい人々とともに、またお会いしましょう。

(「虹と緑」事務局 光吉 準)

三位一体改革と私たちのチェックポイント

井奥まさき（兵庫県高砂市議）

政策研究集会での高木健二さん(自治総研)のお話より、今回の全体像をまとめ、最後にチェックすべき項目を挙げてみました。

(1) 第一期「三位一体改革の総まとめ」の年

三位一体改革は同床異夢です。私たちのような「地域に権限を」という自治分権派と「規制緩和から小さな政府」という勢力(財政再建論者)とが一緒になって中央政府の権限縮小を求めているので、矛盾もあります。

しかし、いずれにしても今回は地方団体の提言など大きな動きがおきました。なぜ、今回の三位一体改革が大きな議論となったのか。80年代からの流れでは補助金の整理は交付税措置という形で処理されてきました。大都市の不交付団体はいずれにしても関係ありませんでした。

ところが今回の「三位一体改革」では「税源移譲」の要素が入ったので、議論が活性化しました。06年度はその第一期の総仕上げの年となります。

おさらい 三位一体改革とは...

「補助金削減」「地方交付税交付金の改革」「税源移譲」をセットに議論し、改革しようというもの。補助金削減や税源移譲は国の官庁がいやがり、地方交付税交付金の改革は地方、特に財源が少ないところがいやがった。

(2) 06年の直接影響

地方財政計画の歳出においては、次のような特徴があります。

- ・給与関係費の削減

- ・投資的経費の2兆円削減と経常経費1兆円削減
 - ・児童手当の拡充(1490億円)
- 三位一体改革においては、次のような特徴があります。

(ア) 補助金負担金廃止

- ・国民健康保険、児童扶養手当、児童手当、義務教育等で国の負担率に変更
- ・施設整備費補助金廃止(50%しか税源移譲しない)

(イ) 税源移譲

- ・所得譲与税で配分

(ウ) 交付税見直し

- ・税源移譲分は100%算入(「トク」はなくなった)
- ・交付税の行革算定(行革インセンティブ/都道府県の留保財源変更/アウトソーシング算定など)

(3) 基準財政需要額と実際の予算措置のチェック

税源移譲をめぐる議論で文部科学省が「補助金から一般財源化すると、ちゃんと予算措置がされない」と反撃しました。

本来、基準財政需要額は「最低これだけは必要」と国が決めているもの。それをむやみに低い額で予算化し、他にまわすのはどうかというのが高木さんの意見です。

<井奥注 これも100%実施ということになると、地方の自主性がなくなってしまう。しかし、税制委譲の議論からみても80%程度は確保していないとおかしい。文部科学省の教材費を例にした反論では5割以下が続出。これ

はおかしい>

また、今話題となっている「建築確認」は使用料や手数料だけで歳出をまかなうことになっており、かなり無理がある。だからこそ行政は手を抜き、確認が形式的になっています。

高木さんは「基準需要額のチェックが必要」と訴えていました。

おさらい 基準財政需要額とは...

国は「地方はこれくらい必要」という歳出を項目ごとに積み上げ、最終的に補正をかけて額をだす。これを基準財政需要額(A)という。さらに、「地方はこれくらい収入がある」という歳入を計算する。これを基準財政収入額(B)という。Bの75%とAとを比べて、差がプラスならば、不交付団体。マイナスならば交付団体として、差額を交付金でもらえる。

(4) 06年度から導入される特徴的な制度

- ・退職手当債 団塊の世代の大量退職に向けて新設。今までは、再建団体や財政健全化計画を出したような限定した自治体だけでした。今回は広く実施される予定。
- ・起債の自由化 許可制から事前協議制に変更される。ただし、実質は変わらないかも。
- ・実質公債費比率 今までより幅広い考えの公債費比率を導入。今まで除外されていた「土地開発公社への債務負担」「公営企業への繰り出しの一定額」を入れた数値のため、今までの「起債制限比率」より高くなるかもしれない。この比率が高いところは、起債は許可制となります。

おさらい 起債の許可...

今までは「借金すること」自体が許可が必要であり、それも「ハコ物」建設のいわゆる建設債しか認められていない。(いくつか例外はあ

るが)

今回の協議制でどう変わるかは不透明。

(5) 第二期 三位一体改革へ

- ・6か月後くらいに次の方針がでる(07年以降)すべては不透明
- ・ただし、竹中さんらが「自治体破産法」などを企画中

高木さんは、「第二期にむけて国の動きをチェックし、声をあげていかねば」と締めくくりました。ただし、「景気回復による税収アップ、消費税アップに伴う地方消費税アップなどを原資に、地方交付税交付金の削減はここで下げ止まるのでは」との楽観的な見込みを示しました。

議論の視点

高木さんの指摘も含めて3月予算に向けてどのような議論をすべきか、という視点をまとめてみました。

1) 各自治体への影響をきちんと把握する

資料を提出させるなどして、「補助金削減」と「税源移譲による増収」とがどのような関係になるのかを数値化していくことが必要です。(都道府県が調査している可能性が高いので、財政関係の部局にはあるはず。)

単純に言うと「トク」しているか「ソン」しているかです。ちなみに、仮にこの計算で「トク」しているとしても「税源移譲分は100%交付税算入」ですから、最終的にはその「トク」部分は国に吸い上げられます。

2) 特に合併の「アメ」効果の検証

総論としては、「アメは嘘だった」というこ

とになりつつあるようですが、実態調査が必要です。

合併特例債の借り入れ状況、その交付税算定状況の把握、将来の見通しの議論が必要です。

3) 基準財政需要額と実際の実支出額の比較

高木さんは文部科学省が調査した「教材費」を例にあげていましたが、例えば「学校図書費」などいくつかの項目をあげて実態の調査が必要です。

例えば、高砂市では学校図書費は基準財政需要額よりかなり低い数字でした。

また、話題になっている「建築確認」については予算がきちんと確保されているか(元がないので、予算は小さくなりがち)チェックが必要です。

4) 実質公債費比率などの新制度の検証

きちんと議会で資料要求をしての実態調査が必要です。実質公債費比率は、起債制限比率と比較すれば多分悪化するのではないかと思います。その中では比率改善に向けて「土地開発公社の土地処分」「公営企業の健全化」などの施策を議論しなくてはいいけないと思います。

退職手当債に関しては、退職手当組合がない自治体は導入の議論がすすむと思います。導入後の財政健全化に向けての議論が必要です。将来のシミュレーションと起債制限比率への影響も資料要求すべきでしょう。

5) 地方交付税交付金と臨時財政対策債と 税収の関係

総論的には「税収が伸び、地方交付税は減るが総額は確保」「臨時財政対

策債はやや減」ということです。さて、これは地域によってかなり異なるでしょうが「税収が伸びるかどうか」「地方交付税交付金を地方財政計画のとおり、減額で計上するのか」「臨時財政対策債はどの程度で予算計上するのか」がポイントです。

昨年も議論したように「税収が伸びる」というのは、小さい自治体では「積み上げ」も可能ですが、規模の大きな自治体では「見込み」にすぎません。あまり過大に計上するのは「粉飾予算」にもなりかねません。(まるでライブドア！)

6) 必要な事業にきちんと財源が確保されているかどうか

3)とも重なりますが、最後に自分の政策に沿って財源が確保されているのかどうかを探ります。税収は伸びていますが、市民生活はさまざまな税制控除廃止、負担増に苦しんでいます。

自治体財政に少し薄明かりが見えてきたからこそ「市民生活の下支え」という本来の目的をきちんと果たし、土地開発公社などの「不良債権処理」に取り組むことが必要だと思います。例えば、雇用確保は基礎自治体でも大きな問題となるでしょう。

ここで「景気回復だから」と「新規ハコモノ」に邁進しては話になりません。

以上、ぜひ各地域の調査結果もMLやニュースレターなどに報告いただき、第一期三位一体改革の姿を浮き彫りにしていきたいと思えます。各地からの報告をよろしく願います。

各地の選挙結果

1月22日投票	奈良県生駒市長選	山下まことさん当選
2月12日投票	香川県三豊市議選	藤田雅久さん落選(次点)
2月19日投票	東京都日野市議選	名取みさこさ落選(次点)

虹と緑の政策研究集会に

参加して 野々上愛議員インターン

東京での政策研究集会では、多くの議員インターン生に受付などを手伝ってもらった。そして感想を寄せてもらった。

南里 有紀

私にとって、このイベントは、インターンで初めてのイベントであり、従って、政治的な会議に参加したのも、虹と緑という政治団体について知ったのも、また、東京に来たのも何もかもが初めてでした。正直、インターンで東京に来られるなんてラッキーだなあとう気楽な気持ちでこの研究会に赴きました。しかし、ここに参加された議員さんや、とても政治に関心を持たれている市民の方々は、当たり前ですが、見た目は普通の方で、年も私と大して変わらない方もおられましたが、皆さんとても熱心に国や政治のことを考えられていて、その姿勢にとっても感心させられました。

普段、私は自分の興味のある分野だけニュースを見て、時には政治を他人事のように非難したり、同意したりしていましたが、それは何か違うような気がしました。たくさんの方が講演や討論に対して質問、意見を発言されていたのを聞いて、私ももっと政治を知り、一人前の意見を述べたいと思いました。

また、今回の分科会など特に、私の知識不足のため、理解しかねたお話もありました。私はまだまだ勉強不足なのでもっと勉強が必要だと感じました。私はこの研究会に参加して、ここで出会った方々のモチベーションを私自身の政治に対して、その他に対してのモチベーションに繋げたいと思いました。これから、2ヶ月間のインターン生活を充実したものに出来るよう、自分から積極的に頑張っていきたいと思います。

つるさき 和哉

今回、東京で開催された「虹と緑」政策研究集会に参加し、本当に多くの事を勉強させて頂きました。インターン生としての活動の第一歩がこの政策研究集会ということで、実際ほとんど何もわからない状態での参加でした。しかしどの議論もとても興味深く感じられました。中でも分科会での議員特権のお話は、食い入るように聞き入り、時間がたつのが本当にあつという間でした。また一般にテレビや新聞といったマスコミを通して報じられるものには、やはり国単位のものを中心なっていますが、今回の勉強会では地方政治の重要性、まずは自分たちの住む身近な地域を良くしていかなければいけないという、根本を再認識することができた様な気がします。

そして今回の勉強会を通じて、もっともっと勉強し、多くの事を知りたいという気持ちが自分の中で大きくなるのを感じました。本当に貴重な一時でした。

日下部 悠佳

私は憲法改正による国民投票の、これから検討される法案について、様々な視点から考えさせて頂き、勉強することが出来ました。私たち国民は、憲法は国民を守る為のものとして認識しています。国民投票をするにあたってこれから作られる法は、本当に妥協の許されないものだと強く思います。その中でまた、憲法で保障されている表現の自由と重なって、法での規制の難しさも感じる事が出来たので、国民投票委員会のあり方がやはり一番大事になってくるのかなあと、分科会で聞いている中で思いました。

そして分科会に参加させて頂いて私が何よりも感じたのは、国の作る法案に対して、各議員さんが鋭く意見されていたということ。初めて見る政策研究集会に、躍動する生の政治を感じる事が出来ました。

国民投票法を巡って

増田 京子（大阪府箕面市議）

2月4日開催された、「虹と緑」政策研究集会の分科会で「私たちはこう考える国民投票法(案)」を担当した増田京子です。講師に南部義典さん(森本哲生民主党衆議院議員秘書)を迎え、法案解説と国会現状報告をいただき内容の議論後、分科会で法案としてまだ検討が必要な点、9点と提案1点を報告書でまとめました。(別記)90分という短い時間で、十分な議論とは言えませんが必要な問題点は出せたと思います。今後の議論を深める為に以下の問題提起と提案を追加します。

～ 国民投票法案の議論 ～

日本のあり方を示す憲法を変えるための国民投票法であり、この議論をする事自体憲法改悪に手をかしているという批判もありますが、「改悪」をさせない為にも民主主義を追求する虹緑としては避けて通れない問題です。現憲法では主権者は改憲発議ができませんが、主権者が最終判断できる補償はされているのですから、その判断が正しくできるものでなければならぬことは当然です。それが可能となる法律にするためには、私たちがチェック、提案したものが反映されなければいけません。「重要なことは市民が決める」主権者としての私たちが問われています。

～ 国民投票の重要問題点 ～

2004年の自民党案や与党での議論は「一括投票、マスコミ規制、短い期日」など民意を問えるものからほど遠く、権力者の為の法律であり、憲法改悪を進めるためのものでしたが、分科会でその案がゼロベースになった事を南

部さんに念を押しお聞きし、現在は市民案を元にした民主党案の大綱を中心に国会で議論がされていることを確認しました。しかしまだ、最大の問題点が2つあります。「国民投票委員会」と「投票方式」です。「国民投票委員会」が憲法改正の説明案や広報を担当するとなっていますが、どのような説明文(マニフェスト)を策定するのか、市民への配布方法は、また理解できない時に電話相談できるのかなど内容を確認していかなくてはなりません。また一括か個別かは国会法に記載することになっていますが、現在はユニット方式といわれ、関係のある条文は一緒にまとめて判断する方法をとろうとしています。たとえば手続き法的な第4章国会で第42条両院制と45条46条のそれぞれの任期の条文だてはユニットで改正できるかもしれませんが、1章天皇制と9条などのユニットも考えられます。特に私は前文と各条文との関係も重要だと考えています。どのようなユニットとするのか、きちりと検証しなければいけません。

～ 憲法とは ～

インターン生が今回も私の所に来ていますが、「前文を暗記させられた」と言う授業はあっても憲法の意味や内容はほとんど教えられていない、のが現状でした。憲法は何の為にあるのか、という問いには答えられない人が多いことには愕然としました。

憲法とは「国家権力の濫用、暴走に歯止めをかけ、この国に住む一人一人の権利を守るためのもの」その憲法の立脚点にたつて憲法の内容を教えてこなかった戦後教育とはなんだったのでしょうか。

しかし私も改めて憲法を読みましたが、9条だけでなく最高法規である憲法と現実の乖離はひどすぎます。まず今すぐに行う事はこの乖離を主権者が認識し、憲法に現状を近付け

る努力をすることが法治国家としての仕事でしょう。確かに、私自身もこの憲法がベストだとは思いません。前文で主権在民とありながら第1章が「天皇」であることは認めがたい大きな矛盾です。第1章は「主権在民」であるべきです。その他にも議論の余地があるものは

確かにあります。私はその立場から、今後正しく民意が問える国民投票法とすることと、憲法改正についても国家の暴走に歯止めをかける憲法として主権者が改正案を提案していくべきだと考えています。虹緑でも検討していきませんか。

私たちはこう考える 国民投票法（案）分科会 報告

国民投票法案の審議について以下の点に留意した国会議論が進められるよう、私たち虹と緑が積極的に働きかけていくことが必要と考える。

？投票年齢について

国民投票の投票権者は、満18歳以上とすべきである。またこれを機に公職選挙法に定める選挙権年齢の18歳への引き下げも早急な取り組みを求める。

？国民投票委員会のあり方について

委員会構成は政党議席数に応じた配分ではなく、原則賛否同数を委員とすること。また、この会が策定しようとする公報や資料は「現状維持」「改正後」の状況がきっちりと説明されているものであることを求める。

？投票方式について

国民投票の大原則は、個別投票でなければならない。関連条項のユニット化が安易に多用されないように、投票方式については慎重審議を求める。

？投票率について

一定の投票率を国民投票の成立要件とすることは、検討すべきである。その際、ボイコット運動につながらないように特に配慮を求める。

？公示期間について

公示期間については、有権者が十分理解できるよう90日以上とすることを求める。

？国民投票運動への助成について

国民投票運動への助成は一定の検討の余地はあると考えるが、賛否両派に等しく交付されなければならない。その方法について慎重な議論を求める。

？外国籍住民の国民投票運動について

外国籍住民の国民投票運動については制限すべきではない。また海外からの運動の制限についても慎重な議論をすべきであるとする。

？メディア規制について

メディア規制は原則一切すべきでない。またスポットCM等広告については、諸外国の例に照らして一定の規制も検討すべきであるとする。

？買収について

国民投票にかかわる買収の罰則については、現行法と照らし合わせつつ、その明文化の必要性については慎重審議を求める。

？私たちは上記の点を踏まえ、この国をかたちづくる憲法改正国民投票を実施する以前に、国政問題の国民投票法を制定し、結果を諮問とする拘束力を持たせない国民投票の実施を提案する。

「2007年選挙をどう取り組むか もうひとつの政治の可視化へ」(全体会)

「地方選挙と参議院選挙の関係」

「ローカルパーティーの連合の可能性」などで議論

宮部 彰(「虹と緑」選挙プロジェクト)

5月の立ち上げが目標

「虹と緑」は来年の選挙を、「みどりの共同リスト(仮称)キャンペーン」として、他団体と共同して行うことを昨年夏の新潟総会で決めている。それに基づいて選挙プロジェクトが作られている。この間、みどりのテーブル、神奈川ネットワーク運動、千葉ネット、ネットワーク横浜などに合意項目案(別掲)を提案し、どのような連携が可能かについて議論を進めている。

最初に、「虹と緑」選挙プロジェクトの宮部彰が、この間の経過を報告。

「虹と緑が結成された98年とは政治状況が変わっている。既成政党よりも無所属・市民派への支持が強かったが、今は二大政党化の中で政党選択の志向が強まっている。同時に地方やローカルへの政治的関心よりも国政への関心が高まっている」キャンペーンの提案は、統一地方選挙だが、国政や政党を意識した対応が求められている「国政選挙は議論するが前提としない」呼びかけ団体に呼応する候補者・議員のリスト形式で今のところは考えているが、地域政治グループの連合の側面をどう組み入れるのかも検討したい」可視化のためにはできるだけ大きく連携し、マスコミが無視できない規模を目指すべきだ」と、この間の報告と提案を行った。

市民ネットワーク千葉県の大野博美県議は、「ネットだけではマスコミにも載らないという状況がある。統一地方選挙よりも、むしろ国政選挙でこのキャンペーンは効力を発揮でき

るのではないかと発言。

ネットワーク横浜の石上恵子横浜市議は、「今年一月の総会で、市民派議員との連携を方針として確認した。虹と緑とも連携していきたい。これは運営委員会でも承認された。国政にチャレンジしなければ変わらないだろうとの思いはある。新しいスタイルの連立“いかだ方式”を示すことができれば、うまくいくのではないかと報告。

みどりのテーブルの稲村和美兵庫県議は、「地方と国政の両方をにらみながらやる基本方針。新しい選択肢を提起すべきだ。参議院選挙区を重点にして積み上げ、比例区をも考えている。統一地方選挙でしっかり登場し国政を展望したい」と発言。

川田龍平さんは、「ローカルパーティーの全国的連合が必要。地方と参院のセットでやっていくべきだ」。

その他に、「テーブルと「虹と緑」の区別と連携をしっかりと認識して進めるべき」「国政は人ではなく組織的継続性が必要」などの意見も出された。

松谷清静岡県議は、「ネットとテーブルも含めた議論は画期的なこと。キャンペーンは地方が主体か、それとも国政とのセットかがひとつの論点。ローカルパーティーの連合を提案したが、地域でのローカルパーティーへの転換は難しいのが現状だが、どうするかが問われている。小さな政府論にどういうスタンスを取るのかは、社民党や共産党との違いはどこかという意味でも問われている。5月には共同事務局ができるようにやっていきたい」と集約した。

[参考]

「みどりの共同リスト」キャンペーン（仮称）の
取り組みについての合意項目（案）

提案 = 虹と緑の500人リスト運動

【1】目的と担い手

この共同キャンペーンは、ローカルな立場と視点から、既成のナショナルパーティーとは異なる「もうひとつの政治的選択肢」= 政治勢力の存在を人びとに示すことにある。

このキャンペーンは、ローカルな政治グループ、立候補予定者・議員、および多数の市民の参加によって取り組まれる。

【2】「もうひとつの選択肢」の基本骨格（キャンペーンの中身）

？自治・民主主義

「小さな政府」「民にできることは民に」という選択肢に対して、「小さな中央政府」「自治を実現する大きな地方政府」「市民の自立・協働」を掲げる。

？社会的連帯と多様性

格差社会の進行、社会的弱者の排除に対して、社会的連帯・多様性の選択肢を掲げる。

？環境・エコロジー

成長至上主義に対して、環境優先、持続可能な選択肢を掲げる。

？平和・非戦

脅威への軍事的対抗ではなく、非暴力・非戦の選択肢を掲げる。

？議員特権

議員特権に象徴される利権的・官僚的・閉鎖的な政党・政治とは異なる、市民化された政治を掲げる。

以上の五項目の「もうひとつの選択肢」の基本骨格を、参考政策集「みどりの共通政策集（仮称）」として具体化したものを作成する。リスト参加者は、それを参考に地域事情に応じてそれぞれの公約を作成する。

【3】事務と財政など

？上記の目的のために共同の事務局を形成する。

？キャンペーンに必要な経費は、候補者を擁立するグループ、政治グループ、および市民の拠出金（賛同金）によってまかなう。その額については、具体的取り組みの大枠を共有化したうえで、協議して決める。

？以上を各団体で合意し、広く呼びかける。よびかけの形式を、団体の連名にするかどうかなどについては協議して決める。

？キャンペーンの団体名称は協議して決める。

？キャンペーン終了後に、集約と今後について協議の場を設ける。

物議を醸した鳥取県人権救済条例

議論は始まったばかり

中川 健作（鳥取県米子市議）

正式名称は「鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例」

「差別や虐待などの被害を受けた弱い立場の人の司法救済は時間的にも、心理的にも手軽でない。より身近で迅速に人権侵害を救済する制度が求められる」として、昨年10月にこの条例は制定された。

条例内容についてはHPで見えていたが、概要は次のとおりである。？人種等を理由とする差別的取り扱いや言動、社会的信用を低下させる目的で公然とひぼう・中傷する行為などは人権侵害として禁止する。？知事の任命する人権救済推進委員会を設ける。？本人が人権侵害の被害を受け、又は受けるおそれがあるときは申し立てできる。本人以外の者が知ったときは通報することができる。？委員会は当事者からの聞き取り等調査を行う。正当な理由なく調査に協力しないときは、5万円以下の過料を科す（行政機関は相当な理由があるときは調査協力を拒否できる）。？委員会は人権侵害の中止を勧告し、従わないときには公表することができる。

巻き起こった批判の嵐

鳥取県弁護士会は成立前から条例案を全面的に批判し、成立後は条例の撤回を求めている。主な批判点は以下のとおりである。？人権侵害の概念が曖昧である。？人権推進委員会の行政からの独立性が不十分である。？行政機関による人権侵害に対して無力である。？公表は刑事罰に匹敵するが、反対尋問権や弁護士選任権の保障がないなど、法的条件の規定にも反する。

また、マスコミも「肖像その他の情報を公然と摘示する行為の禁止は、極めて曖昧であり、正当な取材・報道活動が人権侵害として規制されるおそれがある」として、こぞって見直しを申し入れた。

2月県議会で凍結方針。議論を広めよう

この間のさまざまな方面からの批判に踏まえて、鳥取県は6月1日の施行を待たずに、人権救済条例を停止する条例案を2月議会に提出することを決めた。議会も同意する模様である。4月以降に条例見直し検討会を設置し、人権侵害の詳しい実態の把握からはじめ、条例の救済対象の絞り込み、協力拒否に対する過料、氏名の公表など救済方法の再検討を行うという。

人権救済条例は必要ないという意見もあるが、あるべき人権侵害救済システムについて、私たちも議論が必要だと考える。鳥取県は昨年末に「条例に関する懇話会（弁護士会も参加）」を開催し、意見を求めた。その中には、今後の議論の材料になるような意見も見られる（HP参照）。

各地の「人権条例狩り」に注意が必要

今回、県庁に反対意見を組織的に寄せ、署名活動を熱心に行った、「真の人権を考えるインターネット有志の会」という団体がある。HPを紹介するが、リンク先には、日本会議や皇室典範を考える会、外国人参政権に反対する会、新しい歴史教科書を支援する掲示板、西岡力、小林よしのり、藤岡信勝などの名前が次々に出てくる。フェミニズムを目の敵に

第6回・全国菜の花サミットin 四国
菜の花が、変える！
「ディーゼルでひらく21世紀の革命」

菜の花がつかれてくるのは、地域をつくる力。資源とエネルギーの循環を一緒に育てませんか。

時・場所

5月13日(土)

全国サミット集会：13:00～17:00 (12:00 受付開始)

サンポート高松シンボルタワー 1F 展示室

展示：10:00-17:00 多目的広場

交流会：18:00～ (サンポート高松内)

会場地図：http://www.sunport.or.jp/access/page_1.htm

(代表電話番号087-826-2555)

交通アクセス<http://www.sunport.or.jp/access/index.htm>

5月14日(日)

エクスカージョン：08:30 出発

集合場所 サンポート高松多目的広場

コース：豊島コース

仲南コース

主催：第6回・全国菜の花サミットin 四国 実行委員会

共催：全国菜の花プロジェクトネットワーク

後援：香川県、高松市*、環境省* (* 予定)

<http://nanohana.weblogs.jp/>

詳細は、同封のチラシをご参照ください。

し、女性天皇反対を叫び、強制連行を否定し、朝鮮総連や解放同盟を攻撃している。

最近では、福岡県太宰府市が人権救済機関を盛り込んだ男女共同参画条例案を提出するので反対しようという呼びかけをしている。また、鳥取県には関心の高い自治体(どこで調べたのか、大阪、京都、奈良、静岡、長野、

岡山、愛媛、福岡、熊本)の9府県やその市町村を挙げている)からの問い合わせが相次いでいるので、早めに情報をつかんで対応しようという呼びかけも行っている。

人権救済条例反対だけではこの動きを利用することになる。そういう意味でも、対案をつくる議論を深めたい。

鳥取県人権侵害救済推進及び手続きに関する条例

<http://www.pref.tottori.jp/jinken/jourei.html>

人権条例に関する懇話会議事録

<http://www.pref.tottori.jp/jinken/jourei-konwakai.html>

真の人権を考えるインターネット有志の会

<http://heart.jinkenhou.com/>

中野区非常勤職員・賃金差別裁判

そして「中野区の一般職の任期付職員の採用に関する条例」をめぐって

佐藤ひろこ（東京都中野区議）

本の紹介

「女たちのオルタナティブ パートに均等待遇を！ 中野区非常勤職員・賃金差別裁判の記録」

原告 平川景子・弁護団・支援する会 編
(支援する会として私も編集に参加しました)
明石書店 定価 1,890 円

賃金差別裁判は前中野区長時代に訴えを起こしたものが、現田中区长を相手取っての裁判になった。中野区が均等待遇であるべきだと認めたので和解した。その後民間委託化にともなう公務非常勤職場の廃止が続いた。非常勤職員がNPO法人を立ち上げて図書館業務の委託を受けるなど、自らが働き方の転換

中野区の一般職の任期付職員の採用に関する条例

(平成 17 年 2 月 17 日)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 2 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、法第 2 条第 2 項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)を次の各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第 3 条 法第 6 条第 2 項の条例で定める場合は、前条第 1 項第 1 号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得る任期を延長することが必要な場合で、同条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第 4 条 任命権者は、第 2 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

を行った事例もある。均等待遇ではない公務非常勤職場は中野区では結果としてなくなっていった。

さらに、保育園のパート職を短時間公務員に転換することが打ち出された。パート職員の大量解雇ということで反対運動が行われた。パート職の契約更新は打ち切りになったが、区は短時間公務員の募集を行い、応募したパート職員全員を短時間公務員として雇用了。パートの時より身分が安定して働けるようになった。条例には共産党だけが反対で、賛成多数で可決した。

詳しくは以下にある、委員長報告、私の条例に対する賛成討論を読んでください。

総務委員会委員長報告

任期付短時間勤務職員制度を導入するに当たり、今現在任用されている臨時職員数と、この4月に募集を予定している人数はそれぞれ何人かとの質疑があり、保育園の臨時職員数は現在188名で、募集予定数は187名、障害児学級の介助員等は現在43名で、募集予定数は32名であるとの答弁があった。

これに対し、これまで臨時職員として働いてきた職員について雇用を継続すべきではないかとの質疑があり、採用は一般公募により選考するので、応募していただければ、これまでの経験や能力、熱意などは公平に評価するとの答弁があった。

次に、この制度導入による人件費の財政効果はどの程度と見込んでいるかとの質疑があり、現行の臨時職員の時間単価が1,030円であり、任期付短時間職員は手当を含めて1,274円となるため、総額で約4,500万円の増加となるが、任期の定めのない一般職を採用するのと比較すれば一定の財政効果はあるとの答弁があった。次に、この制度ができると今後は臨時職員はいなくなるのかとの質疑があり、今後は一般職の任期の定めのない職員、任期付短

時間職員、臨時職員及び特別職の非常勤職員という体制でそれぞれを活用していく執行体制となるとの答弁があった。

次に、任期付短時間勤務職員制度については、その制度の導入が既存の他の任用制度に影響を与えるものではないとの国の見解が示されているが、今回の導入は今の臨時職員の代替となるのではないかとの質疑があり、今回の制度導入は、保育園の時間延長サービスの拡充など、この制度の趣旨を生かして区民サービスの拡充を図るものであるとの答弁があった。

次に、この制度については、区長会が特区連に提示したものの、受け入れられず廃案となった経緯がある。労使間で協議が調っていないものを、中野区だけが突出して、しかも先議という形で議会に条例案を出してくるのは信頼関係を損なうのではないかとの質疑があり、区長会では、その後、各区事項化することを意思統一し、特区連に対し引き続き申し入れをしていく。今後とも良好な労使関係の構築に努めていくとの答弁があった。(中略)

討論を求めたところ、1名の委員が反対する立場から、この議案は、現在臨時職員として働いている保育園朝夕パートや小・中学校の障害児介助員を任期付短時間勤務職員に置きかえることを目的としている。中野区では、特別区人事委員会から改善要求されているにもかかわらず、臨時職員の任用問題について長期間放置してきた。区はこの問題を解決するために任期付短時間勤務職員制度を導入しようとしているが、制度の導入によって今まで区のために働いてきた人たちの首切りにつながり、区への対応は無責任と言わざるを得ない。また、労使間のルールを破り、1カ月半という短い準備期間での制度導入は問題だ。また、議案は、「武力攻撃災害等派遣手当を含む」を加えるとのことだが、地方自治法上も各自治体の条例の中でつくらなければならないものではないため、これに反対するとの討論を行った。

さらに討論を求めたところ、1名の委員から賛成する立場から、今まで中野区が臨時職員の身分問題を放置してきたとの意見もあったが、だからこそ、これを是正するために今回制度を導入することになったのだと思う。特別区人事委員会からの意見聴取への回答でも「異議なし」となっている。公平公正に見て、不安定な身分から安定した身分に切りかわるというものである。手当についても今まで支給されなかったが、この制度ではさまざまな手当が支給される。労働者の側にとって今よりも格段によくなる制度であり、賛成したい。また、今現在働いている方々については、不安のないように一定の配慮が必要ではないかとの討論があった。(中略)採決を行ったところ、賛成多数で議案を可決すべきものと決した。

佐藤ひろこ賛成討論

保育園の朝夕の特例保育などで、本来は6カ月雇用の臨時職員を長年にわたって雇用してきた状態が脱法的ではないかと指摘されていたこと、また、区民にとって安定的なサービスの拡大を目指して、中野区は23区に先駆けた新たな制度の導入に踏み切りました。

時給のみで6カ月雇用の臨時職員の不安定な働き方が、一般職としての身分が保障され、期末手当、勤勉手当、通勤手当など、手当の支給による待遇改善が進んでいることを評価いたします。また、何よりも区民サービスの向上の点からも評価できます。

長年にわたり、普通学級の障害児の介助員は臨時職員でした。6カ月更新で長くても1年、それ以上長く勤務するためには一度別のところで数カ月アルバイトし、また戻ってきてそのお子さんの介助員になるという、介助される子どもにとっても不安定に人がかわり、働く人にとっても不安定な働き方が続いておりました。これが何とかならないかと長年にわたって要望してきましたが、なかなか改善が

されませんでした。ようやくこの制度導入によって大きく改善されることとなります。子どもにとっては自分になれた人に続けて介助を受けることができ、3年たってさらに応募すれば、また3年続けることができ、子どもにとっては小学校の6年間、なれた人に介助される状態も実現できるという、安定した状態が実現されます。大変、臨時職員は低い時給だけで働いてきたところですが、しかし、時給換算でも大幅にアップし、介助員の処遇の改善も実現しました。

介助員が43人から32人に募集が減るのかのような説明もありましたが、常勤換算の定員は32人ですが、実際はローテーションで勤務するので、募集する介助員の数は変わらないということです。1障害児学級に1人の介助員の配置は変わらない。来年度は3学級ほどふえる予定でもあるので、来年度、募集する介助員数も現在と変わらない、あるいはふえることも予想されます。

また、保育園においては、延長保育や特例保育の保育者が現在よりも身分が安定した状態で保育が行われることは、子どもたちにとっても保護者にとっても安心できる体制ということができます。延長保育のさらなる充実を期待することができます。また、この制度の導入により、まだ23区では実現していないゼロ歳児に対する特例保育の道筋も見えてきました。

将来的には均等待遇を目指す短時間公務員制度の導入を期待するところです。しかし、現在、国の法律で原則3年とする任期が定められ、完全な均等待遇にはまだ至っておりません。今後、さらなる国の法律改正、任期の定めの見直しなどさらに均等待遇、ワークシェアリング社会を目指すための改善を図っていくことが求められていると思います。

中野区のこの新たな制度がパートで働く人々の労働条件の向上につながり、そして何よりも区民の方々のサービスの向上につながることを期待し、賛成討論といたします。

[資料]

「口利き 110 番」の報告

大阪市を洗濯する市民の会・企画

< 市会議員の口利き 110 番 >

口利きはどのような実態であるのかの調査結果を報告します。あくまで、市民からの声を集約した物です。尚当会のこの企画は、2月5日のみの予定でしたが、6日に某紙の新聞に記事としての掲載がありました。引き続き対応する事となり、これは7日までの3日間に寄せられたものです。

1. 職員の採用または、人事、昇進に市議または労組の役員からの口利きがある。(9人)
2. 公営住宅の空家募集に議員の口利きないと当選せずなかなか入居できない、又公営住宅の空家には特定の政党の人ばかりが増えている。(7人)
3. 毎年同じ道路を同じ業者が工事しているが、何故か調べて欲しい。議員の口利きがあるのではないのか。
4. 市内の商店街の道路工事がされたときに、特定の人々の要求を聞いている。
5. 市民病院で、診察・入院の順番に口利きがある。
6. 交通事故・交通違反に議員の口利きで揉み消しが行われている。
7. 子供の学校の越境入学をさせるのに議員の依頼している。
8. 区画整備事業に反対する特定の少数の者の声で、議員が介入するので事業が遅れ、公平でない。
9. マンションの建設に雨水の処理工事がされずに建設された。その後の問題の処理に議員の口利き関係している。
10. 市の衛生課が国家試験で認定されている者に対し無意味な講習、認定書の発行をしている。無駄な制度作りで市の赤字財政に拍車をかけている。
11. 議員の口利きで、飲食店の食中毒をもみ消した。その後、選挙の時にその政党を支持するよう

に要求された。

* 総数 27 件 (内 7 人が女性) 市民、市職員、元市職員そして市外在住の方 (3 人) 。
(2 件は内容が調査対象にならないので外しました。)

まとめ

沢山の声を頂きました。当会は 1 つ 1 つの事実確認まではしておりませんが、全体的に口利きをして頂いたと言う方も含めて、口利きは不公平でありするべきではないという御意見でした。

議員の仕事とは？ 個々人の意見に耳を傾ける事は大切ですが、その個々人は、人口約 260 万都市の大阪市民の一人だけではありません。市民全体にとっての公益性、公平性を考えた上で、議員としての仕事をするべきでは？ 個人の利得のみに繋がるような行為は許されません。

また、市民である私達一人一人も、社会を構成する一員である事を忘れずに、自分さえ良ければと言う発想は貧しい市政にしかならないことを肝に命じなければならないのではないのでしょうか？ これからも市政は私達のものでありますから、良くするためには何が出来るのかを考えていきたいと思えます。

一部議員の声にあるように、いい口利きもあるとはおもいますが、それなら公表しても何の問題もないどころかその議員の方は得点を稼ぐはずで、問題は公表できないことをオブラートに包んで暗に圧力を掛けることが横行している (だろう) ことです。これは公表されては困りますね。(悪い議員が) 市側も市民や議員からのコンタクトを全て公表することがこれを防ぐ道です。

皆々様の御協力、メディアの方も含めて大変感謝致しております。今後とも宜しくお願い致します。

大阪市を洗濯する市民の会
黒田 茂穂

「カンボジア活動記」？

村田 民雄（市民会員）

今回は、スラム地域に関する報告だが、その前にカンボジア教育事情をご紹介します。

「カンボジア教育省によると、1998年、全国で学齢期の子どもの67%が初等教育に入学しました。就学率は、首都プノンペンで80%、地方都市で71%、地方農村で65%、しかし、山岳地帯やマイノリティーの住む地域では、約30%の入学率と推定されています。また、初等教育1年生に入学しても貧困や家庭での労働力と期待されること、学校での教育の質が低いことなどのために、6年を卒業するのは、地方差が激しいものの、全体で1割にも満たないといわれています。」（出典：シャンティ国際ボランティア会）

これは随分と前の統計ではあるが、現在もこの傾向は続いている。昨年12月、カンボジア・スタディーツアーを実施し、カンボジアのNGOといっしょに、ベトナムに近いプレイ・スベ州の学校を訪れた。そこは、貧しい地域の一つで、私たちのカウンターパートナーであるカンボジアNGOが、児童労働問題に取り組んでいる場所でもある。

そこでのワークショップに参加した際もらった要望書を見ると、教育に必要な基本的なものすべてが含まれていた。机、本、文房具、服（カンボジアでは制服がある）等々。ものが絶対的に不足しているが、更に深刻なのは、先生の不足。ポルポト時代、ほとんどの教師が肅正の対象となり、

教育をまったくのゼロからスタートさせざるを得ない状態。したがって、小学校で学べる教科は、クメール語と算数程度にとどまっている。

このような状況から推測できるように、スラム地域に暮らす子どもたちは、ほとんど教育を受けるチャンスがない。多くの子は、「労働」に携わっている。

私たちが取り組んでいるスラム地域は、1960年代、「ホワイト・アパートメント群」として“Modern Khmer Cities”に紹介されている建物である。ここでは、水道等生活に必要なものを「たこ足」のように配管し、手に入れている。この地域で、保健衛生と関連づけた「ゴミ問題」調査に取り組んでいるが、生活環境は悪く、ごみが至る所に散乱し、雨期には極めて不衛生となる。したがって、蚊を媒介とするデング熱にも罹りやすくなる。

この地域よりもっと生活環境の悪い所が、プノンペン市の南西部にある、フィリピンの「スモークマウンテン」と同様の「ごみの山」だ。ここには、2000人を超える人が生計を立てていると推定されているが、ここで働く子どもたちも多い。15歳前後の子どもたちが、自然発火した「ごみの山」からリサイクル品を拾い出し、お金に換えることで生計を立てている。ダイオキシンが大量に発生していると推測される最悪の環境の中で、懸命に働いている。しかし、ここで稼げるお金は、1日やっと1ドルといった程度。また、仕事を終えての家族団らんの時間も、「ごみの山」の裾野、悪臭と悪水に囲まれた場所で過ごしている。

同性パートナーの法的保障を考える全国リレーシンポジウム

・・・Rainbow Talk 2006・・・

～ この街で、一緒に生きていくために ～

大阪 2/26 14:00 ～（エル・おおさか） 問合せ rainbowtalk_osk@yahoo.co.jp

東京 3/ 5 13:00 ～（学習院大学） 問合せ rt2006-tokyo@hottmail.co.jp

香川 3/19 13:30 ～（高松市女性センター） 問合せ proudinkagawa@hottmail.com

札幌 3/26 19:00 ～（札幌市男女共同参画センター） 問合せ info@rainbowmarch.org

東京 4/16 13:30 ～（東京YMCA山手センター） 問合せ agp200604@yahoo.co.jp

詳細はホームページをご確認下さい。http://homepage2.nifty.com/rainbowtalk2006/